

島根県報

第一、四三四号
平成十五年一月十日
(金曜日)

目次

規 則	障害者の雇用の促進等に関する法律施行細則	(労働政策課)	一
告 示	産業廃棄物処理施設設置許可申請書等の縦覧	(廃棄物対策課)	五
	生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指	(長寿社会課)	五
	定		
	平成十五年度及び平成十六年度における島根県立中央	(医療対策課)	五
	病院が発注する役務の提供に係る指名競争入札の参加		
	資格等		
	換地計画書の縦覧(三件)	(農村整備課)	七
	土地改良事業施行の同意	("	八
	土地改良事業変更施行の同意	("	八
	地域森林計画の樹立	(林業管理課)	八
	地域森林計画の変更	("	八
	道路の区域の変更	(道路整備課)	九
	道路の供用開始	("	一〇
公 告	原子力発電の現況データブックの製造(印刷製本)請	(環境政策課)	一一
	負に係る一般競争入札の実施	("	一一
	平成十四年版環境白書の製造(印刷製本)請負に係る	("	一三
	一般競争入札の実施	("	一三
	公共測量の終了	(用地対策課)	一四

人委規則

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

一四

漁調委告示

海面における漁業権の一斉切替に係る漁場計画案に関する公聴会の開催(二件)

一四

公布された条例等のあらまし

◇障害者の雇用の促進等に関する法律施行細則(規則第一号)

- 一 規則の概要
 - 障害者就業・生活支援センターの指定申請書等の様式を定めることとした。(第一条・第二条関係)
- 二 施行期日
 - 公布の日から施行することとした。

規

則

障害者の雇用の促進等に関する法律施行細則をここに公布する。

平成十五年一月十日

島根県知事 澄田信義

島根県規則第一号

障害者の雇用の促進等に関する法律施行細則

(趣旨)

第一条 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号。以下「法」という。)の施行については、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令(昭和三十五

年政令第二百九十二号) 及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則(昭和五十一年労働省令第三十八号)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(障害者就業・生活支援センターの指定申請)

第二条 法第九条の十八の申請は、障害者就業・生活支援センター指定申請書(様式第一号)によるものとする。

(障害者就業・生活支援センターの名称等の変更の届出)

第三条 法第九条の二十において準用する法第九条の十二第三項の規定による届出は、障害者就業・生活支援センター変更届出書(様式第二号)によるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第 1 号 (第 2 条関係)

第 号
年 月 日

島根県知事 様

所 在 地
法 人 名 称
代 表 者 氏 名 ⑩

障害者就業・生活支援センター指定申請書

障害者就業・生活支援センターとして指定を受けたいので、障害者の雇用の促進等に関する法律第 9 条の18の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 名称及び住所
- 2 代表者
- 3 事務所の所在地

添付書類

- 1 定款又は寄附行為及び登記簿の謄本
- 2 資産の総額並びにその種類及びこれを証する書類
- 3 障害者の雇用の促進等に関する法律第 9 条の19に規定する業務に関する基本的な計画
- 4 役員の氏名及び略歴を記載した書面

様式第 2 号 (第 3 条関係)

第 号
年 月 日

島根県知事 様

所 在 地
法 人 名 称
代 表 者 氏 名 ⑩

障害者就業・生活支援センター変更届出書

障害者の雇用の促進等に関する法律第 9 条の 20 において準用する同法第 9 条の 12 第 3 項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 変更後の名称若しくは住所又は事務所の所在地
- 2 変更しようとする日
- 3 変更の理由

告 示

島根県告示第七号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第十五条第一項の規定に基づき、産業廃棄物処理施設設置許可申請があったので、同条第四項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、生活環境の保全上の見地から意見書を提出することができる。

平成十五年一月十日

島根県知事 澄 田 信 義

一 申請者

株式会社 植松 代表取締役 植松茂輝

益田市高津町イ一七四三番地二九

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

益田市白上町イ六二一

三 産業廃棄物処理施設の種類

その他産業廃棄物の焼却施設

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

紙くず、木くず、繊維くず

五 申請年月日

平成十四年五月二十七日

六 縦覧場所

島根県益田市昭和町一三番地一

島根県益田健康福祉センター環境衛生部環境保全課

七 縦覧の期間及び時間

(一) 縦覧期間 平成十五年一月十日から平成十五年二月十日まで（ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日を除く。）

(二) 縦覧時間 午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時まで

八 意見書の提出等

(一) 意見書の記載内容等

意見書の形式及び媒体は問わないが、生活環境保全上からの意見、氏名、住所及び対象事業の名称を日本語で記載すること。

(二) 意見書の提出期限

平成十五年二月二十五日

(三) 意見書の提出先

島根県松江市殿町一番地 島根県環境生活部廃棄物対策課施設整備係

島根県告示第八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十五年一月十日

島根県知事 澄 田 信 義

施設機関の名称	所在地	指定年月日
佐藤整骨院	松江市浜乃木二一一一四	平成十四年十二月十七日

島根県告示第九号

平成十五年度及び平成十六年度における島根県立中央病院が発注する役務の提供に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めたので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の十一第三項の規定により告示する。

平成十五年一月十日

島根県知事 澄 田 信 義

一 資格審査の対象となる営業種目

大 分 類		中 分 類		記 事
番号	種 別	番号	種 別	
1	寝具、貸貸借	1	寝具類	マットレスパット、肌掛布団、シーツ等
		2	病衣	
2	貸貸借	1	カーテン	診察衣、看護衣等
		2	被服	
3	業務委託	1	洗濯	

二 資格審査の申請手続

(一) 提出書類

- イ 入札参加資格審査申請書
- ロ 法人にあつては、登記簿謄本
- ハ 個人にあつては、誓約書
- ニ 営業経歴書
- ホ 審査基準日（平成十四年十二月一日）における島根県税、消費税及び地方消費税に係る納税証明書
- ヘ 審査基準日の直前二年間の営業年度の財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び剰余金又は欠損金の処理状況を明らかにした書類をいう。）（個人にあつては、審査基準日の直前二年間の青色申告書の写し又は資産及び負債の状況を明らかにした書類）
- ト 営業に必要な許可、許可等を受けていることを証する書類の写し
- チ 財団法人医療関連サービス振興会の医療関連サービスマーク制度に基づく医療関連サービスマーク認定を受けている場合は、当該認定証書の写し
- リ 印鑑証明書
- ヌ 契約等に使用する印鑑についての届
- ル 島根県との取引に当たって、代理人を定める場合は、委任状及び代理人になる者の誓約書

ヲ 誓約書

ワ その他知事が必要と認める書類

(二) 書類の作成に用いる言語等

イ 申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。その他の提出書類で外国語で記載したものには、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

ロ 金額欄は、出納官吏事務規定（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十六条に規定する外国貨幣換算率により日本語通貨に換算し、記載すること。

(三) 書類の提出先及び提出方法

島根県出雲市姫原四丁目一番地一 島根県立中央病院事務局経営企画課へ持参すること

(四) 書類の受付期間及び受付時間

イ 受付期間 平成十五年一月十日から平成十五年一月二十一日まで（島根県の休日を含め）
 を定める条例（平成元年島根県条例第九号）第一条第一項に規定する県の休日を除く。）

ロ 受付時間 午前九時から午前十一時三十分まで及び午後一時三十分から午後四時三十分まで

(五) 受付方法

事情聴取を行うものとする。

三 入札参加の資格審査及び格付

資格審査においては、次に掲げる事項ごとに審査し、別に定める格付基準による格付するものとする。

(一) 審査基準日の属する事業年度の直前二年間における年間平均営業実績高

(二) 審査基準日の属する事業年度の前一年間における総売上額及び主要取引先ごとの営業実績高

(三) 審査基準日の属する事業年度の前年度の決算における自己資本の額

(四) 審査基準日の属する事業年度の前年度の決算における機械設備、車両運搬具、工具及び器具の所有状況

(五) 審査基準日の前日における事業に従事する職員の数

(六) 審査基準日の前日までの営業年数

(七) 審査基準日の属する事業年度の前年度の流動比率（流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分率で表したものをいう。）

(八) 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第十五条の二に規定する基準の適合

四 申請書類用紙及び資格審査申請要領の交付期間並びに場所

(一) 交付期間及び交付時間

イ 交付期間 二(四)イに同じ

ロ 交付時間 二(四)ロに同じ

(二) 交付場所

イ 島根県出雲市姫原四丁目一番地一 島根県立中央病院事務局経営企画課

五 入札参加資格の登録の有効期間

資格を認定されたときから平成十七年三月三十一日までとする。

六 資格審査の結果の通知等

資格審査の結果の通知、申請書の記載事項の変更届及び資格の認定の取消しについては、庁舎の清掃業務及び警備業務の委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和六十二年島根県告示第二百一十一号）第六条及び第八条から第十条までの規定の例による。

七 入札に参加することができない者

(一) 政令第六十七条の四第一項に該当する者

(二) 政令第六十七条の四第二項各号の一に該当する者でその事実があった後二年を経過しない者

(三) 営業に関し、許可、認可等を必要する場合において、これを受けていない者

(四) 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

(五) 消費税及び地方消費税を滞納している者

(六) 提出書類に故意に虚偽の表示の事実を記載した者

八 その他

資格審査についての問い合わせは、島根県立中央病院事務局経営企画課（電話〇八五三―二二一五一―代表）にすること。

島根県告示第十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に伴う飯石北地区高窪後谷工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後十五日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成十五年一月十日

島根県知事 澄 田 信 義

一 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

二 縦覧の期間

平成十五年一月十日から二十一日間

三 縦覧の場所

三刀屋町役場

島根県告示第十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第二項の規定に基づき、県営土地改良事業に伴う鹿足（柿木）地区黒淵工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後十五日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成十五年一月十日

島根県知事 澄 田 信 義

一 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

二 縦覧の期間

平成十五年一月十日から二十一日間

三 縦覧の場所

柿木村役場

島根県告示第十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、
 県営土地改良事業に伴う飯石北地区上多根工区の換地計画を定めたので、同条第四項にお
 いて準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後十五日以内に、島根県知事に
 対して異議申立てをすることができる。

平成十五年一月十日

島根県知事 澄 田 信 義

一 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

二 縦覧の期間

平成十五年一月十日から二十一日間

三 縦覧の場所

掛合町役場

島根県告示第十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する
 同法第十条第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に同意した。

平成十五年一月十日

島根県知事 澄 田 信 義

事業主体名	事 業 名	同意年月日
出雲市	仲田地区農道事業 (田園空間整備事業)	平成十四年十二月二十五日

島根県告示第十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項で準用する同法第
 四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次のとおり土地改良事
 業の変更施行に同意した。

平成十五年一月十日

島根県知事 澄 田 信 義

事業主体名	事 業 名	同意年月日
赤来町	畑田東地区農道事業 (地すべり関連事業)	平成十四年十二月二十五日

島根県告示第十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定により地域森林計画を
 樹立したので、同法第六条第六項の規定により公表し、関係書類を縦覧に供する。

平成十五年一月十日

島根県知事 澄 田 信 義

森林計画区の名称	縦覧に供する関係書類の名称	縦 覧 場 所
斐伊川森林計画区 (松江市、出雲市、 大田市、安来市、平 田市、八束郡、能義 郡、仁多郡、大原 郡、飯石郡、簸川郡 及び邇摩郡一円)	斐伊川地域森林計画書 森林計画図	島根県農林水産部林業管理課 島根県松江農林振興センター 島根県木次農林振興センター 島根県出雲農林振興センター 島根県川本農林振興センター

島根県告示第十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項の規定により地域森林計画を

変更したので、同法第六條第六項の規定により公表し、関係書類を縦覧に供する。
平成十五年一月十日
島根県知事 澄田信義

森林計画区の名称 江の川下流森林計画区(邑智郡、浜田市、江津市及び那賀郡一円)	縦覧に供する関係書類の名称 江の川下流地域森林計画書 森林計画図	縦覧場所 島根県農林水産部林業管理課 島根県川本農林振興センター 島根県浜田農林振興センター 島根県農林水産部林業管理課 島根県益田農林振興センター
高津川森林計画区(益田市、美濃郡及び鹿足郡一円)	高津川地域森林計画書 森林計画図	島根県農林水産部林業管理課 島根県益田農林振興センター

島根県告示第十七号

道路の区域を次のように変更したので、道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八條第一項の規定に基づき告示する。
その関係図面は、告示の日から十五日間島根県土木部道路整備課及び当該道路を管轄する土木建築事務所において一般の縦覧に供する。
平成十五年一月十日
島根県知事 澄田信義

道路の種類	路線名	道の区間		道の幅員		延長	管轄する土木建築事務所の名称	備考
		後	前	後	前			
県道	上久野大東線	大原郡大東町大字金成四五六番一地先から同大字一三四番一地先まで	同上	六・六〇	四・三〇	三八八・〇〇	木次土木建築事務所	道路改良工事 拡幅
〃	仁摩瑞穂線	邑智郡川本町大字多田一六八番一地先から同大字二〇一番一地先まで	同上	一五・〇〇	一・四〇	一九八・〇〇	川本土木建築事務所	〃
〃	益田阿武線	益田市白上町イ七三一番一地先から同町イ七三一番四地先まで	同上	一五・〇〇	二・〇〇	五・〇〇	益田土木建築事務所	減幅 不用物件発生

"		"		"								
益田停車場線		益田種三隅線		益田市美濃地町イ三六七番一地从先から同町イ三六六番四地先まで		益田市美濃地町イ三三三番五地先から同町イ三六七番一地先まで		益田市美濃地町イ九九五番六地先から同町イ三六七番一地先まで		益田市川登町五九八番五地先から同町九六〇番三地先まで		
益田市駅前町ロ二五〇番三地从先から同町ロ二四六番一地先まで		益田市下種町二七三七番七地先から同町一六七四番五地先まで		益田市美濃地町イ三六七番一地从先から同町イ三六六番四地先まで		益田市美濃地町イ三三三番五地先から同町イ三六七番一地先まで		益田市美濃地町イ九九五番六地先から同町イ三六七番一地先まで		益田市川登町五九八番五地先から同町九六〇番三地先まで		
後	前	後	前	後	前	後 B A		前 A	後	前	後	前
一九・〇〇〇 三六・〇〇〇	一〇・〇〇〇 一五・〇〇〇	一〇・〇〇〇 三九・〇〇〇	二・〇〇〇 六・五〇〇	一五・〇〇〇 二一・〇〇〇	四・〇〇〇 四・五〇〇	一一・〇〇〇 三六・五〇〇	三・五〇〇 四・〇〇〇	三・五〇〇 四・〇〇〇	一三・五〇〇 五六・〇〇〇	四・〇〇〇 五・五〇〇	一五・〇〇〇 二六・〇〇〇	八・〇〇〇 一六・〇〇〇
一五〇・〇〇〇	一五〇・〇〇〇	六一四・〇〇〇	六一七・〇〇〇	三七・〇〇〇	三七・〇〇〇	四一七・〇〇〇	三〇八・〇〇〇	三〇八・〇〇〇	一、一〇〇・〇〇〇	一、一二三・〇〇〇	五二〇・〇〇〇	五二〇・〇〇〇
"	"	"	"	拡幅	"	上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ		"	"	"	拡幅	"

島根県告示第十八号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八

条第二項の規定に基づき告示する。
その関係図面は、告示の日から十五日間島根県土木部道路整備課及び当該道路を管轄する土木建築事務所において一般の縦覧に供する。

平成十五年一月十日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する土木建築事務所の名称	備考
県道	上久野大東線	大原郡大東町大字塩田三三三番二地先から同大字二〇五番一地先まで	二六〇・〇〇 <small>メートル</small>	平成十五年一月十日	木次土木建築事務所	
"	大東東出雲線	大原郡大東町大字小河内七四七番一地先から同大字八六番地先まで	一一一・〇〇	"	"	
"	久利静間線	大田市長久町延里字大井後三七二番二地先から同字三七四番一地先まで	九〇・〇〇	平成十五年一月十二日	大田土木建築事務所	
"	仁摩瑞穂線	邑智郡川本町大字多田一〇五番五地先から同大字一三二番一地先まで	一三八・〇〇	平成十五年一月十日	川本土木建築事務所	
"	"	邑智郡川本町大字多田二八一六番三地先から同大字一九番二地先まで	二一三・〇〇	"	"	
"	浜田作木線	邑智郡羽須美村大字雪田一一九番一地先から同大字一二二番三地先まで	七三・〇〇	平成十五年一月二十一日	"	
"	大田桜江線	邑智郡桜江町大字谷住郷一四五三番三地先から同大字三二八四番一地先まで	一七九・〇〇	"	"	
"	美濃地石見横田停車場線	益田市川登町六二九番二地先から同町九六〇番三地先まで	六〇〇・〇〇	平成十五年一月十日	益田土木建築事務所	

公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項により公告する。

平成十五年一月十日

島根県知事 澄 田 信 義

一 製造する物品の内容

(一) 品名及び数量

原子力発電の現況データブック 一五〇〇部

(二) 内容・規格等

① A列4版、本文一七六ページ（ページ数は、若干の増減があり得る）

② カラー（一部白黒）、再生紙

③ FD原稿（一部紙原稿）による版下作成

④ 写真、パンフレット等からの画像取込み多数有り

※詳細は、入札説明会で配布予定の仕様書にて示す。

(三) 納入期限

平成十五年三月二十八日(金)

(四) 納入場所

島根県松江市殿町一番地

島根県環境生活部環境政策課原子力安全対策室

(五) 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の五％に相当する金額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。)を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

二 入札参加者の資格

(一) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

(二) 「物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格審査要綱」(昭和四十五年島根県告示第四号)第五条に規定する入札参加資格者名簿(平成十五年・十六年)において、営業種目の大分類「印刷製本」の中分類「活版・平版印刷」、及び「出版・製本・製作」の両方に登録され、主な取扱品目に「オフセット」、「製本」を有し、電子組版・電算写植の能力を有する者であること。

なお、同審査による格付けはA、B及びCのうち、いずれの等級でも差し支えない。

(三) 島根県が行う建設工事等の請負、又は物品の購入、若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

三 入札書の提出場所等

(一) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒六九〇―八五〇―一

島根県松江市殿町一番地

島根県環境生活部環境政策課原子力安全対策室 担当 高畑

電話〇八五二―二二―五二七八 ファクシミリ 〇八五二―二五―三三三〇

(二) 入札説明書の交付期間及び場所

平成十五年一月十七日(金)の入札説明会終了後から同年一月二十四日(金)までの間、(一)の場所において交付する。

但し、土曜日、日曜日を除く午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までを交付時間とする。

(三) 入札説明会の日時及び場所

日時 平成十五年一月十七日(金)午後三時から

場所 島根県松江市殿町一番地 島根県庁六階講堂

(四) 入札の日時及び場所

日時 平成十五年一月二十七日(月)午後三時から

場所 島根県松江市殿町一番地 島根県庁六階講堂

その他 郵便、ファクシミリ及び電話等による入札は認めない。

四 その他

(一) 入札保証金

入札者が見積もる契約金額の百分の五以上の入札保証金を入札時に納付すること。

ただし、島根県会計規則(昭和三十九年島根県規則第二十二号)第六十一条の二号に該当する場合は免除する。

(二) 契約保証金

契約金額の百分の十以上を納付すること。

ただし、島根県会計規則第六十九条の二各号に該当する場合は免除する。

(三) 入札者に要求される事項

ア この入札に参加を希望する者は、封印した入札書を入札時に提出しなければならないが、入札参加資格審査結果通知書の写しを、入札書の提出に先立って提出するものとする。

イ 上記の場合、入札者は開札までの間において島根県知事から当該書類に關し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(四) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札したとき、入札者に求められる義務を

履行しなかったとき、その他島根県会計規則第六十三条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(五) 落札者の決定方法

島根県会計規則第六十二条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(六) 契約書の作成の要否

要する。

(七) その他

その他詳細については、入札説明会以降に示す入札説明書による。

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項により公告する。

平成十五年一月十日

島根県知事 澄 田 信 義

一 製造する物品の内容

(一) 品名及び数量

平成十四年版環境白書 一〇〇〇部

平成十四年版環境白書概要版 二〇〇〇部

(二) 内容・規格等

① 平成十四年版環境白書

A 4判三四〇ページ（ページ数は若干の増減があり得る）、白黒（一部カラー）

② 平成十四年版環境白書概要版

A 4版二〇ページ、四色カラー

③ 平成十四年版環境白書PDF版

FD原稿（一部紙原稿）による版下作成し印刷製本し納品

詳細は別途仕様書にて示す。

(三) 納入期限

平成十五年三月二十八日（金）

(四) 納入場所

島根県松江市殿町一番地（島根県庁本庁舎六階）島根県環境生活部環境政策課

二 入札参加者の資格

(一) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

(二) 地方自治法施行令第六十七条の四第二項の各号に該当すると認められる事実があった後二年を経過しない者でないこと。なお、このことは、入札に参加しようとする者が代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても同じ。

(三) 「物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格審査要綱」（昭和四十五年島根県告示第四号）第五条に規定する入札参加資格者名簿（平成十五年・十六年）において、営業種目の大分類「印刷製本」の中分類「活版・平版印刷」、及び「出版・製本・製作」の両方に登録され、主な取扱品目に「オフセット」、「製本」を有し、電子組版・電算写植の能力を有する者であること。なお、同審査による格付けはA、B及びCのうち、いずれの等級でも差し支えない。

(四) 島根県税を滞納していない者であること。

(五) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止の措置を受け、その措置の期間が満了していない者でないこと。

三 入札手続等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒六九〇―八五〇―一

島根県松江市殿町一番地

島根県環境生活部環境政策課環境企画担当（担当者：細木）

電話 〇八五二―二二―六七四二 ファックス 〇八五二―二五―三八三〇

(二) 入札説明書の交付期間及び交付方法

入札説明会終了後から平成十五年一月二十四日（金）までの土曜日及び日曜日を除く毎日午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までの間、入札説明書を三の(一)に記す場所において交付する。

(三) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時 平成十五年一月十七日（金）午後三時三十分

イ 場所 島根県松江市殿町一番地 島根県庁講堂

四 入札の日時及び場所

ア 日時 平成十五年一月二十七日(月)午後三時三十分

イ 場所 島根県松江市殿町一番地 島根県庁講堂

ウ 郵便及び電話等による入札は認めない。

四 その他

(一) 入札保証金

島根県会計規則(昭和三十九年島根県規則第二十二号)第六十一条第一項により、入札参加者は見積もった契約金額の百分の五以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第六十一条の二各号に該当する場合は免除する。

(二) 契約保証金

島根県会計規則第六十九条により、契約者は契約金額の百分十以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第六十九条の二各号に該当する場合は免除する。

(三) 入札の無効

入札者がこの公告に示した入札参加資格を有しないとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第六十三条の各号に該当する場合は、当該入札者の入札は無効とする。

(四) 落札者の決定

島根県会計規則第六十二条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(五) その他

ア 島根県会計規則を承知の上、入札に参加すること。

イ 詳細は入札説明書による。

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、次の公共測量は、平成十四年十一月二十五日に終了した旨松江市浜乃木・乃木福富土地区画整理組合理事長から通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公告する。

平成十五年一月十日

一 作業種類

公共測量(基準点測量・出来型確認測量)

二 作業期間

平成十四年九月二十四日から平成十四年十一月二十五日まで

三 作業地域

松江市浜乃木および乃木福富町の一部

島根県知事 澄田信義

人事委員会規則

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年一月十日

島根県人事委員会委員長 中村寿夫

島根県人事委員会規則第一号

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年島根県人事委員会規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第四十六中

町長部局

総務課長

を

町長部局

総務課長

企画財政課長

に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

島根海区漁業調整委員会告示

島根海区漁業調整委員会告示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第四項の規定に基づき、次のとおり海面における漁業権の一斉切替に係る漁場計画案に関する公聴会を開催する。

平成十五年一月十日

島根海区漁業調整委員会会長 伊 藤 裕

一 日時、場所及び案件

日 時	場 所	案 件
平成十五年一月三十日 十五時〇〇分	松江市朝日町 松江東急イン	海面における漁業権の一斉切替に係る漁場計画案について（島根海区分）
平成十五年一月三十一日 十四時〇〇分	浜田市瀬戸ヶ島町 島根県水産試験場研修室	同右

二 関係書類の縦覧

1 縦覧に供する書類の名称

漁場図、漁場計画一覧表及び総合連絡図

2 縦覧の期間

平成十五年一月十四日から同年一月二十九日まで

3 縦覧の場所

島根県農林水産部漁業管理課、松江水産事務所、浜田水産事務所

隠岐海区漁業調整委員会告示

隠岐海区漁業調整委員会告示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第四項の規定に基づき、次のとおり海面における漁業権の一斉切替に係る漁場計画案に関する公聴会を開催する。

平成十五年一月十日

隠岐海区漁業調整委員会会長 屋 田 孝 治

一 日時、場所及び案件

日 時

場 所

案 件

平成十五年一月二十日 十五時三十分	隠岐郡西郷町 隠岐支庁別館第三会議室	海面における漁業権の一斉切替に係る漁場計画案について（隠岐海区分）
平成十五年一月二十一日 十時三十分	隠岐郡西ノ島町 島前集合庁舎第一会議室	同右

二 関係書類の縦覧

1 縦覧に供する書類の名称

漁場図、漁場計画一覧表及び総合連絡図

2 縦覧の期間

平成十五年一月十一日から同年一月十九日まで

3 縦覧の場所

島根県農林水産部漁業管理課、隠岐支庁水産局及び同島前水産出張所

毎週火・金曜日発行

平成十五年一月十日印刷
平成十五年一月十日発行

発行者
島
根
県

発行所
松江市学園南町
松島陽根印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)